

報道日時 : 2012年 12月 21日

金属カン、ガラス瓶、プラスチック包装材などの長期リサイクル目標を最大 22.1%引き上げ

- ◆ 企業のリサイクル義務対象となった 31 品目に対し 2017 年までの長期リサイクル目標を現実的条件と政策意志を反映して設定、告示。
- ◆ 生産者の対象製品及び包装材の生産・流通段階から材質・構造及び回収体系の改善などを通じてリサイクル促進を図る。

□ 環境府は第 1 次長期リサイクル目標期間が満了したので、リサイクル義務対象の製品・包装材の 31 品目に対して、第 1 次長期リサイクル目標に比べ 5.34%高く、平均 50.56%の長期リサイクル目標を設定・告示し、この目標が 2013 年から 2017 年まで適用されることになると 21 日明らかにした。

□ 長期リサイクル目標は生産者責任リサイクル(EPR)対象の製品の生産者が長期的な見地から体系的なリサイクル計画を立てることが出来るように、品目別リサイクル実績や回収・リサイクル体系などリサイクル与件と政策的な必要性などを反映して、5 年毎に設定・告示している。

□ 今回告示した第 2 次長期リサイクル目標は現在の製品・包装材別リサイクルのインフラの構築程度を考慮し、リサイクル段階を導入期と成長期そして成熟期に仕分け、これによってリサイクル率を設定した。

○ EPR 制度の導入初期であり、リサイクル状況が劣悪している紙パックや電池類などの 14 品目に対しては平均 4.22%(30.22%→34.44%)引き上げた。

○ 今後の回収体系の構築などを通じて回収・リサイクル基盤を強化して、リサイクル率が向上できるようにする計画だ。

○ 一方、回収・リサイクル体系が構築段階である 8 品目は目標を積極的に設定して平均 11.77%(35.34%→47.11%)引き上げた。

- 特に、逆回収などに依存している電気・電子製品は店頭回収の拡大など回収体系の補完を勧奨し、目標を大幅に引き上げ、リサイクル活性化を導こうとした。

○ その上、回収・リサイクル体系が確立され、リサイクル率が極大化になった 9 品目は平均 2.21%(77.9%→80.11%)引き上げ、高いリサイクル率が維持できるようにした。

□ これから環境府は今回長期リサイクル目標を基に、毎年末、翌年のリサイクル義務目標を告示し、企業の廃棄物減量及び材質や構造改善可否などに対して成果の評価を実施することによって、リサイクル率の高め及び資源循環性の向上に大きく寄与できることに期待している。

2017年度 長期リサイクル 目標

品 目		2017年度長期リサイクル目標	
金属カン	スチール缶	0.831	
	アルミ缶	0.816	
ガラス瓶		0.793	
紙パック		0.360	
プラスチック包装材	PETボトル (単一・無色、有色、複合材質)	0.830	
	発泡プラスチック (ポリスチレンペーパー除く)	0.805	
	単一材質 ポリスチレンペーパー	0.423	
	単一・複合材質 ポリビニールクロライド	0.733	
	その他 プラスチック	容器類、トレイ、単一材質	0.845
		複合材質及びフィルム、シート型・単一、複合材質	0.675
潤滑油・容器		0.790	
潤滑油		0.730	
タイヤ		0.770	
蛍光灯		0.394	
水産物養殖用アバ		0.277	
電池類	水銀電池	0.600	
	酸化銀電池	0.560	
	リチウム電池	0.650	
	ニッケル・カドミウム電池	0.400	
	マンガン・アルカリマンガン電池	0.213	
	ニッケル・水素電池	0.153	
電子製品	テレビ	0.431	
	冷蔵庫	0.389	
	洗濯機	0.392	
	エアコンディショナー	0.080	
	パソコン	0.260	
	オーディオ	0.278	
	携帯電話端末機	0.400	
	コピー機	0.280	
	ファクシミリ	0.250	
	プリンター	0.243	

生産者責任リサイクル制度で虚偽実績提出企業摘発

◆リサイクル実績の証憑資料を虚偽に作って提出、実際のリサイクル実績の適用を受ける。
-2011年、全てのリサイクル実績の中 57.9%を虚偽で提出し、不法に支援金受領。

□ 虚偽書類を備えて、不正にリサイクル実績を認められたリサイクル事業者が韓国環境公団により摘発された。

□ 環境府傘下韓国環境公団(理事長朴昇煥)は生産者責任リサイクル制度(以下「EPR 制度」)に基づき、提出を受けた2011年リサイクル義務の移行結果報告書のリサイクル実績を確認するために全国に所在のガラス瓶洗浄のリサイクル事業者6社を調査している中「青雲物産(株)」という事業者が虚偽の実績を提出した事実を摘発したと22日明らかにした。

○ この事業者にリサイクル義務を委託したリサイクル義務事業者は大象(株)、宝海醸造(株)、一同フディス(株)、プルムウォン食品(株)など総33社であり、全社虚偽実績の差引による賦課金を払うようになった。

□ 虚偽実績が摘発された青雲物産(株)は洗浄ガラス瓶リサイクル実績証拠資料のねつ造などを通じ、リサイクル義務を委託したリサイクル義務事業者と環境公団に2011年度総リサイクル実績2,727トンの中57.9%に達する1,580トンのガラス瓶リサイクル実績を虚偽申請した。

○ これはリサイクル賦課金に換算すると約8,900万ウォンに達する。

□ (株)青雲物産は共済組合に加入することの代わりにリサイクル義務生産者からリサイクル義務を直接委託されリサイクル事業を実施している事業者で、EPR対象品目であるガラス瓶の洗浄・再利用証拠資料が主に飲み物の製造業社に供給した洗浄ガラス瓶の実績という点に着眼し、リサイクル実績をねつ造した。

○ EPR体系でリサイクル義務生産者は環境府認可の共済組合に加入するか、適格なリサイクル事業者にリサイクル義務を直接委託してリサイクル支援金を支払う方式でリサイクル義務を履行しなければならない。

○ しかし、リサイクル実績を提出する過程でリサイクル事業者に重さを測った計量証明書をねつ造させ虚偽の税金計算書を発行する。そして、非対象品をリサイクルする(産業廃棄物をEPR対象品目に変更させて提出)など多様な形態の不正事例が発生している。

- これにより委託をしたリサイクル生産者らは義務リサイクル実績を達成させることができなくなり、リサイクル賦課金を支払わなければならなくなる。

□ 環境公団は(株)青雲物産にリサイクル義務を委託したリサイクル義務生産者33社に虚偽実

績の差引による約 8,900 万ウォンのリサイクル賦課金を課する計画である。

○ 同時に調査専任チームを組むなど年中常時調査体系を構築し、このようなことが二度と発生しないように徹底的に管理する予定であり、今後もこのような事例が発生する場合、法令によって厳しく措置する方針である。

□ 一方、現在 EPR 制度のこのような不正事例の根を絶ってリサイクル実績などが透明に管理されることができるよう、EPR 制度の根拠法である「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」一部改正(案)を国会で審議している。

○ 改正案はリサイクル品の回収量を増やして回収・処理体系の透明な管理と効率を良くするために、既存リサイクル事業者(リサイクル品加工・処理)のみ支給されているリサイクル支援金の支援対象をリサイクル品の回収・選別企業まで拡大する。

○ これと共に、流通センターの設置を通じて EPR 品目の資源ごみの回収・選別企業からリサイクル企業への取引量を現場で確認しながら EPR 支援金を透明に支援することで不正腐敗の発生要因を防ぐことを主要内容にする。

報道日時 : 2013年 5月 22日

生産者責任リサイクル制度を導入10年ぶりに大幅に整備 - 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」改正・公布-

◆ 廃棄物を発生させた企業らの資源ごみの回収責任強化

- 既存リサイクル事業者の支援だけではなく、回収・分別事業者にも直接支援。
- 自治体に特別会計チーム設置し、零細回収企業サポート強化。

◆ 生活廃棄物の資源回収率 42%から 80%に高める→リサイクル市場規模は年間 1兆 7,000 億ウォンから 5兆ウォンに拡大、4万 5,000 余種の雇用を創出。

□ 環境府(長官ユン・ソンギュ)は資源回収拡大のための生産者責任リサイクル制度(以下「EPR 制度」)の改善を主要内容にする「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」の改正案(チェ・ボングホン議員代表発議)が去る5月14日國務會議を経て5月22日付けで公布されると明らかにした。

○ EPR 制度は企業が生産、または輸入販売した製品や包装材などによって発生した廃棄物を該当企業が回収しリサイクルするように義務を負わせる制度で、資源のリサイクルを促進するために 2003 年に導入され、去る 10 年間施行されて来た。

※ EPR(Extended Producer Responsibility)対象品目：包装材(金属カン、PET ボトル、プラスチック、ガラス瓶、紙パック、発泡スチレン)、潤滑油、タイヤ、照明、電池。

- その間、義務対象 4,700 余企業らはリサイクル事業者にリサイクルを委託し、その実績によって年間約 700 億ウォンの支援金を与える方式で EPR 責任を履行して来た。そして、EPR 対象品目のリサイクル量が 2011 年 153 億 3,000 トンであり、2002 年の 93 億 8,000 トンに比べて約 63%が増加するなど、リサイクル産業の量的成長に大きく寄与して来た。

○ しかし、生活系から排出されるリサイクル可能資源のうち、約 42%程度だけが回収・リサイクルされ、残りは焼却・埋め立てにより環境汚染を加速させている。そして、リサイクル可能資源が不足しているため、リサイクル事業者は必要量の 3 分の 1 程度の原料しか受給できないのが実情である。

- また、リサイクル事業者のリサイクル実績を翌年度に書類のみで審査する方式なので、事実確認が難しいという盲点を利用して、一部の企業は計量証明表などの関連文書を偽造して支援金を不当に受け取るなどの問題が絶えなく発生して来た。

- この問題を防ぐために様々な行政規制が行われ、他の善良な企業は営業活動に多大な支障を受けている。

※ 韓国環境公団 4 月 22 日付け報道資料「生産者責任リサイクル制度虚偽リサイクル実績提出企業摘発」など参照。

□ 今回「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」改正はこのような問題点を抜本的に解消するために推進されたことで、5 月 22 日改正案が公布され、11 月から施行される予定である。

□ 改正法律案は企業のリサイクル可能資源(資源ごみ)の回収責任強化、資源ごみの回収・リサイクル事業者への支援を透明化するための流通支援センターの設立、共済組合の統合、リサイクルを容易にする包装材材質・構造改善、企業の回収・リサイクル促進を導くためのリサイクル義務履行の認証表示などが主要内容になっている。

○ 詳細内容をよく見れば、企業の資源ごみ回収責任が強化され、今までは企業は資源ごみのリサイクル義務目標だけを達成すればよかったが、これからは回収義務目標を含めて達成しなければならない。

- 企業は原則的に共済組合に加入して、毎年リサイクル義務目標と回収義務目標を果たさなければならない。そして、改正法第 16 条によって自主的に、または委託して義務を果たすことも可能である。

○ 共済組合は共同で流通支援センターを設立して運営することで資源ごみ回収事業者とリサイクル事業者の間の取引量を事前に把握し、会員企業らが支払う手数料でリサイクル事業者だけでなく回収・分別事業者まで明瞭に直接支援することができるようになる。

- この改正によって一部の企業らが虚偽リサイクル実績で不当にリサイクル支援金を受け取ったりする問題が抜本的に解消されるだけでなく、これを防ぐための様々な行政規制も大幅に緩和され

ることに期待する。

○ これと共に環境府は回収・分別事業者に対する支援のために EPR 対象品目の拡大などで流通支援センターが新規財源を確保することができるようにして、流通支援センターは民間回収事業者の EPR 対象品目の回収実績によって支援金を支給する計画である。

- これを通じて約 1,000 余社以上の回収・分別事業者が支援を受けられる見込みで、生活系資源ごみの回収率は 2017 年までに約 80% (現在約 42%) に至ることが予想され、廃棄物の埋め立てと焼却を減らすことを通じて環境汚染解消にも大きく寄与することが期待される。

○ 特に、自治体も資源ごみ回収の時に流通支援センターから支援金を受けることに伴い、この収益を零細回収事業者サポートなど資源ごみ回収の用途のみに使うための自治体特別会計を設置することができる。

○ その他、様々な包装材を使っている 830 余企業が包装材別に六つの共済組合に加入して義務を果たす不便を解消するため、包装材の共済組合を一つに統合し、その遊休人力で流通支援センターを設立する構造調整が行われる予定である。

- これによって金属カン、PET ボトル、紙パックなど様々な包装材を使っている企業らも一つの共済組合にさえ加入すれば済み、同じ回収経路にもかかわらず共済組合別に異なる回収体系を取り揃えなければならなかった非合理的な制度も改善される。

○ 同時に、改正法律では資源ごみの回収・リサイクルを促進するために包装材の材質・構造の改善、リサイクル義務履行の認証表示制度などが導入される。

- 包装材の材質・構造の改善制度は包装材を生産する企業らが製品設計の段階からリサイクルの容易くなる製品を設計・生産するように導くための制度として、複雑だった包装材の材質と構造などを単純化することによって、よりハイクオリティのリサイクル製品の生産が可能となる。

○ リサイクル義務履行の認証表示は回収及びリサイクル義務を達成した企業は「EPR グリーンマーク (仮称)」が表示できるようにした制度で、リサイクルに対する社会的責任を果たした企業というイメージを提供し、企業が回収・リサイクル責任を達成させる動機付けになることが期待される。

□ 環境府は改正法律の施行によって 2017 年まで生活系資源ごみの回収率が 80% に上るなら、4 万 5,000 余種の働き口が創出され、資源ごみリサイクル市場の規模も現在年間 1 兆 7,000 億ウォンから年間 5 兆ウォン規模に拡大されるものと推定している。

□ 環境府関係者は「廃棄物は捨てられると処理費用が掛かったり、様々な環境問題を引き起こしたりするが、きちんと集めて適切に活用すれば重要な資源になり、これと共に新しい働き口を創出できることもある」、また「今回の法律改正は EPR 制度施行以来 10 年ぶりの全面的な改善で高い付加価値のリサイクル産業育成の土台になることに期待する」と表明した。